

提出書類確認図 (チェックシートで「希望します」を選択された方は確認願います。)

1年生用

現在(令和4年6月)、就学支援金の認定を受けていますか。

はい

いいえ

前回の受給資格認定申請において就学支援金の所得確認書類として個人番号(マイナンバー)を提出しましたか。

はい

いいえ

前回の受給資格認定から次の①、②の状況変更がありましたか。

①親権者等を変更しました。
(離婚・養子縁組等による保護者等変更、死別等)

②住民票(課税市町村)を移しました。
(R4.1.1現在の住民票上の在住市町村がR3.1.1時点と違う場合)

はい

いいえ

A

B

A、B オンライン申請

A、B ①届出(申請)意思確認及び提出書類チェックシート
A ③所得に関する書類(前回の申請から親権者の変更がある場合)

A、B 紙申請

A、B ①届出(申請)意思確認及び提出書類チェックシート
A、B ②収入状況届出書(2回目以降)←該当欄に☑
(変更後の親権者等、住民票(課税地)所在市町村を記入してください。)
A、③所得に関する書類(個人番号カード等の写し)
(親権者の変更により新規で個人番号(マイナンバー)を提出する場合)
(別紙「高等学校等就学支援金提出書類について」参照)

C、D オンライン申請

①届出(申請)意思確認及び提出書類チェックシート
③所得に関する書類(個人番号カード等の写し)
(別紙「高等学校等就学支援金提出書類について」参照)

C、D 紙申請

C、D ①届出(申請)意思確認及び提出書類チェックシート
C ②受給資格認定申請書(初回時)←該当欄に☑
D ②収入状況届出書(2回目以降)←該当欄に☑
③所得に関する書類(個人番号カード等の写し)
(別紙「高等学校等就学支援金提出書類について」参照)

所得確認書類として個人番号(マイナンバー)を提出しますか。(新規申請※の方 又は 課税証明書等からマイナンバーへの変更者)

はい

いいえ

新規申請
ですか。

はい

いいえ

C

D

就学支援金の受給対象となる所得判定基準を満たしますか。

【令和4年度の「市町村民税の課税所得×6%－市町村民税の調整控除額」が304,200円未満(注)】

はい

所得判定基準を満たすため、就学支援金の届出をします。

注 令和4年度の課税証明書、課税証明書補足様式により確認します。
早生まれの生徒で扶養控除の適用が1年遅くなる場合は、課税標準額相当額から33万円を減じた額。

上記の令和4年度とは、R3.1.1～R3.12.31分の収入です。

いいえ

所得判定基準を満たさないため、就学支援金の届出をしません。

○前回の受給資格認定申請に申請書を提出した方
のうち、学校から「認定」の通知を受けた方
○前回の受給資格認定申請に申請書を提出した方
のうち、学校から「不認定」の通知を受けた方
○令和4年7月に新規申請する方

C又はD

授業料納付

令和4年7月～令和5年6月

①「届出(申請)意思確認及び提出書類
チェックシート」のみ提出
チェックシートの項目2に「届出しません」
もしくは「申請しません」にチェックを入れて
提出してください。

(注意!)「届出しません(申請しません)」にチェック✓を入れ提出した場合、
後に誤りに気付いても、過去に遡っての
就学支援金の支給は出来ません。支援
金を受給するには、再度、申請書類一
式を学校に提出する必要があります。
(支給は申請書等を提出した日の属す
る月から)
もう一度「課税証明書等」の確認をお願い
いたします。